

杉並区こども誰でも通園制度試行的事業 利用者負担額の助成について

杉並区では、杉並区こども誰でも通園制度試行的事業の利用に当たり、保護者の方の利用者負担額の軽減を図るため、利用者負担額の助成を行います。この助成金を受け取るには申請手続きが必要です。

1 補助対象施設と対象者

対象施設	試行的事業を行う杉並区保育室若杉及び区内私立保育園
対象者	区内在住かつ以下に定める要件のいずれかを満たす世帯の利用者
	・生活保護世帯
	・特別区民税、市町村民税非課税世帯
	・年収360万円未満相当世帯
	・多子世帯 ※第2子（子の年齢を問わず、保護者と生計を一にする子のうち年齢が高い順に数えて2番目の子をいう。）以降の児童が利用する世帯

2 申請期限・申請後のスケジュール

注意

助成金は遡って交付することはできません。必ず申請期限までに申請書の提出をお願いします。

※申請した期以降は、第3期まで自動更新としますので、再度の申請は必要ありません。
ただし、年度内で利用施設が変わった場合は再度の申請が必要です。

期	利用対象月	申請期限	決定通知送付	振込時期
第1期	令和6年7月～9月分	<u>令和6年9月30日（月）</u>	令和6年10月下旬	令和6年11月上旬
第2期	令和6年10月～12月分	<u>令和6年12月27日（金）</u>	令和7年1月下旬	令和7年2月上旬
第3期	令和7年1月～3月分	<u>令和7年3月21日（金）</u>	令和7年4月下旬	令和7年5月上旬

※区で審査のうえ、交付・不交付の決定を通知します。

※審査に必要な情報の確認ができない場合は、交付決定通知、振込が遅れることがあります。

※年度内に審査に必要な書類等の確認ができない場合、審査対象外となり、助成金の支払いができません。

3 助成金額

対象者ごとの助成金額は、下表のとおりです。

対象者	助成金額（上限額）
生活保護世帯	子ども一人当たり 日額 2,750 円
特別区民税、市町村民税非課税世帯	子ども一人当たり 日額 2,400 円
年収360万円未満相当世帯	子ども一人当たり 日額 2,100 円
多子世帯	子ども一人当たり 日額 2,750 円

※助成金額は、実際に支払った利用者負担額と上限額を比較して、低い方の額を助成します。

4 申請方法

『杉並区こども誰でも通園制度の試行的事業利用者負担額助成申請書兼請求書（兼口座振替依頼書）』に必要事項を記入の上、認印（スタンプ印不可）で押印したものを下記提出先に郵送又は窓口持参にてご提出ください。

【提出先】〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
杉並区子ども家庭部保育課 保育料担当
Tel：03-3312-2111（代表）／1303（内線）
（受付時間…平日 8：30～17:15）

